

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第十七号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第五條（局の分課） （略）	局名	課名	課名
	総務局	総務課、秘書課、人事課、行政管理課、職員給与課、DX推進課、デジタル基盤整備課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、広報課、統計課、研究開発課	総務課、秘書課、人事課、DX推進課、デジタル基盤整備課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、広報課、統計課、研究開発課
2（略）	（略）	（略）	（略）
	健康福祉局	健康福祉総務課、健康危機管理課、子供未来応援課、安心保育推進課、子ども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療機能強化推進課、医療政策課、介護政策課、健康づくり推進課、医療保険課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課	健康福祉総務課、健康危機管理課、子供未来応援課、安心保育推進課、子ども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護政策課、医療機能強化推進課、医療介護基盤課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課
第八條（総務局各課の分掌事務） （略） 総務課 一―十七（略） 十八 公益法人、公益信託等の指導監督に関すること。 十九 総務事務所における非常勤の職員の任免に係る事務の集中処理に関すること。 （職員給与課の所掌に属するものを除く。） 二十一―二十四（略） 二十五 コンプライアンス（行政管理課の所掌に属するものを除く。）及び内部統制制度に関すること。（行政管理課及び審理監の所掌に属するものを除く。） 二十六―三十三（略） 秘書課 人事課		第八條（総務局各課の分掌事務） （略） 総務課 一―十七（略） 十八 公益法人等の指導監督に関すること。 十九 総務事務所における非常勤の職員の任免に係る事務の集中処理に関すること。 （契約・調達管理課の所掌に属するものを除く。） 二十一―二十四（略） 二十五 内部統制制度に関すること。（人事課及び審理監の所掌に属するものを除く。） 二十六―三十三（略） 秘書課 人事課	

- 一 (略)
- 二 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関すること。(職員給与課の所掌に属するものを除く。)
- 三 一七 (略)

- 八 一〇 (略)
- 一一 人事・給与・福利厚生システムに関すること。(職員給与課及びデジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)
- 一二・一三 (略)
- 一四 職員管理会議に関すること。

- 行政管理課
- 一 行政組織及び定員管理並びに事務の配分及び委任に関すること。
 - 二 行政運営の総合調整に関すること。
 - 三 コンプライアンス及び内部統制制度(審理監の所掌に属するものを除く。)の総括に関すること。

- 職員給与課
- 一 総務事務の集中処理に関すること。
 - 二 支出命令及び合議書の審査に関すること。(総務事務の集中処理に係るものに限る。)
 - 三 職員の給与に関すること。(人事課の所掌に属するものを除く。)
 - 四 人事・給与・福利厚生システムに関すること。(人事課及びデジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)
- D X 推進課―財産管理課 (略)
- 一 一六 (略)
- 税務課

経営企画チーム

- 一・二 (略)

- 三 (略)
 - 四 広島県経営戦略会議の運営に関すること。
 - 五 一八 (略)
- 二 一五 (略)
- 施策形成支援チーム―研究開発課 (略)

第十條 (略)

(環境県民局各課の分掌事務等)

環境県民総務課―環境保全課 (略)

自然環境課

- 一 一三 (略)
- 四 有害鳥獣の駆除に関すること。(農林

- 一 (略)
- 二 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関すること。

- 三 一七 (略)
- 八 定員管理並びに事務の配分及び委任に関すること。
- 九 行政運営の総合調整に関すること。
- 一〇 内部統制制度(審理監の所掌に属するものを除く。)の総括に関すること。
- 一一 一三 (略)
- 一四 人事・給与・福利厚生システムに関すること。(デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)
- 一五・一六 (略)
- 一七 職員管理審議会に関すること。

D X 推進課―財産管理課 (略)

税務課

- 一 一六 (略)
- 一七 広島県宿泊税条例(令和六年広島県条例第三十二号)附則第四条に基づく準備行為に関すること。

- 経営企画チーム
- 一・二 (略)
- 三 行政組織に関すること。
 - 四 (略)
 - 五 広島県経営戦略会議及び広島県経済財政会議の運営に関すること。
 - 六 一九 (略)
- 二 一五 (略)
- 施策形成支援チーム―研究開発課 (略)

第十條 (略)

(環境県民局各課の分掌事務等)

環境県民総務課―環境保全課 (略)

自然環境課

- 一 一三 (略)
- 四 有害鳥獣の駆除に関すること。(農林

水産局農業生産課の所掌に属するものを除く。）

五十六 (略)

循環型社会課

一六 (略)

七 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)に関すること。(産業廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。)

八十七 (略)

産業廃棄物対策課

一 (略)

二 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律に関すること。(産業廃棄物関係(特定産業廃棄物処分業者の再資源化に関するものを除く。)に限る。)

三十一 (略)

2・3 (略)

第十一條 (健康福祉局各課の分掌事務等)

健康福祉総務課・健康危機管理課 (略)

子供未来応援課

一 ひろしま子供の未来応援プランの推進に関すること。

二八 (略)

九 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

十・十一 (略)

安心保育推進課―薬務課 (略)

医療機能強化推進課 (略)

水産局農業技術課の所掌に属するものを除く。）

五十六 (略)

循環型社会課

一六 (略)

七十六 (略)

産業廃棄物対策課

一 (略)

二十九 (略)

2・3 (略)

第十一條 (健康福祉局各課の分掌事務等)

健康福祉総務課・健康危機管理課 (略)

子供未来応援課

一 ひろしま子供の未来応援プランの推進に関すること。

二八 (略)

九 こどもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

十・十一 (略)

安心保育推進課―薬務課 (略)

医療介護政策課

一 医療介護施策の企画立案及び総合調整に関すること。

二 保健医療計画の推進に関すること。

三 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)に基づく広島県計画の推進に関すること。

四 在宅医療提供体制の整備に関すること。

五 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に基づく病床転換助成事業に関すること。

六 小児医療に関すること。

七 周産期医療に関すること。

医療機能強化推進課 (略)

医療介護基盤課

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に関すること。

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

- 三 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）に関する事。
- 四 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に関する事。
- 五 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関する事。
- 六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百五十四号）に関する事。
- 七 医師及び歯科医師に関する事。
- 八 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関する事。
- 九 保健師、助産師、看護師等に関する事。（健康危機管理課の所掌に属するものを除く。）
- 十 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に関する事。
- 十一 視能訓練士に関する事。
- 十二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する事。
- 十三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく介護支援専門員に関する事。
- 十四 医師確保対策に関する事。
- 十五 へき地医療に関する事。
- 十六 死因究明の施策に関する事。
- 十七 医療金融に関する事。
- 十八 介護保険法に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関する事。
- 十九 介護福祉人材の就業支援に関する事。
- 二十 角膜、臓器及び骨髄移植に関する事。
- 二十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームに関する事。
- 二十二 介護保険法に基づく事業者及び施設に関する事。
- 二十三 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設の指導・監査に関する事。
- 二十四 地域保健対策協議会に関する事。
- 二十五 広島県医療審議会に関する事。
- 二十六 広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関する事。
- 二十七 広島県三次看護専門学校に関する事。
- 二十八 広島県准看護師試験委員に関する事。
- 二十九 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関する事。

- 二 保健医療計画の推進に関すること。
 - 三 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)に基づき広島県計画の推進に関すること。
 - 四 在宅医療提供体制の整備に関すること。
 - 五 在宅医療に関すること。
 - 六 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に基づき病床転換助成事業に関すること。
 - 七 小児医療に関すること。
 - 八 周産期医療に関すること。
 - 九 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に関すること。
 - 十 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)に関すること。
 - 十一 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)に関すること。
 - 十二 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)に関すること。
 - 十三 医師に関すること。
 - 十四 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関すること。
 - 十五 保健師、助産師、看護師等に関すること。(健康危機管理課の所掌に属するものを除く。)
 - 十六 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に関すること。
 - 十七 視能訓練士に関すること。
 - 十八 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関すること。
 - 十九 医師確保対策に関すること。
 - 二十 へき地医療に関すること。
 - 二十一 死因究明の施策に関すること。
 - 二十二 医療金融に関すること。
 - 二十三 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
 - 二十四 地域保健対策協議会に関すること。
 - 二十五 広島県医療審議会に関すること。
 - 二十六 広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関すること。
 - 二十七 広島県三次看護専門学校に関すること。
 - 二十八 広島県准看護師試験委員に関すること。
 - 二十九 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関すること。
- 介護政策課
- 一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
 - 二 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)に関すること。
 - 三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に

対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）に関すること。

四 介護福祉人材の就業支援に関すること。
五 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること。

六 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設の指導・監査に関すること。

七 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

八 高齢者プランの推進に関すること。
九 広島県介護保険審査会に関すること。

健康づくり推進課

一四（略）
五 歯科医師・歯科技工士の確保・育成に関すること。

六九（略）
十 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。（医療保険課の所掌に属するものを除く。）

十一十四（略）

健康づくり推進課

一四（略）

五八（略）
九 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。（国民健康保険課の所掌に属するものを除く。）
十一三（略）

医療介護保険課

一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づく保健医療機関等の指導・監査に関すること。

二 高齢者の医療の確保に関する法律に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

三 介護保険法に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

四 高齢者プランの推進に関すること。
五 広島県後期高齢者医療審査会に関すること。

六 広島県介護保険審査会に関すること。
国民健康保険課

一 国民健康保険法に関すること。（医療介護保険課の所掌に属するものを除く。）

二 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。（国民健康保険に係るものに限る。）

三 広島県国民健康保険運営協議会に関すること。

四 広島県国民健康保険審査会に関すること。

医療保険課

一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に関すること。

二 高齢者の医療の確保に関する法律に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものに限る。）

属するものを除く。)

三 広島県後期高齢者医療審査会に関する
こと。

四 広島県国民健康保険運営協議会に
関すること。

五 広島県国民健康保険審査会に
関すること。

地域共生社会推進課

一―四 (略)

五 (略)

六 老人福祉法に関する
こと。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

七―十 (略)

社会援護課・障害者支援課 (略)

(商工労働局各課の分掌事務)

第十二条 (略)

商工労働総務課 (略)

雇用労働政策課

一―二十六 (略)

二十七 (略)

人的資本経営促進課―半導体産業課 (略)

(土木建築局各課の分掌事務等)

第十四条 (略)

土木建築総務課―都市環境整備課 (略)

建築課

一―十八 (略)

十九 マンションの再生等の円滑化に
関する法律(平成十四年法律第七十八号)第
百六十三条の五十六及び第六十三条の
五十九の規定による特定行政庁の権限に
関すること。

二十一―二十四 (略)

住宅課

一―十一 (略)

十二 マンションの再生等の円滑化に
関する法律に関する
こと。(建築課の所掌に
属するものを除く。)

十三―十七 (略)

営繕課 (略)

2・3 (略)

(分掌事務)

第十八条 (略)

会計総務課 (略)

審査指導課

一―四 (略)

五 支出命令及び合議書の審査に
関すること。(総務事務の集中処理に係るものを

地域共生社会推進課

一―四 (略)

五 在宅医療に関する
こと。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

六 (略)

七 老人福祉法に関する
こと。(医療介護政策課及び医療介護基盤課の所掌に属するものを除く。)

八―十一 (略)

社会援護課・障害者支援課 (略)

(商工労働局各課の分掌事務)

第十二条 (略)

商工労働総務課 (略)

雇用労働政策課

一―二十六 (略)

二十七 ひろしま
ジョブプラザに関する
こと。

二十八 (略)

人的資本経営促進課―半導体産業課 (略)

(土木建築局各課の分掌事務等)

第十四条 (略)

土木建築総務課―都市環境整備課 (略)

建築課

一―十八 (略)

十九 マンションの建替え等の円滑化に
関する法律(平成十四年法律第七十八号)
第百二条及び第百五条の規定による特定
行政庁の権限に関する
こと。

二十一―二十四 (略)

住宅課

一―十一 (略)

十二 マンションの建替え等の円滑化に
関する法律に関する
こと。(建築課の所掌
に属するものを除く。)

十三―十七 (略)

営繕課 (略)

2・3 (略)

(分掌事務)

第十八条 (略)

会計総務課 (略)

審査指導課

一―四 (略)

五 支出命令及び合議書の審査に
関すること。(契約・調達管理課の所掌に属する

除く。
契約・調達管理課
一一七 (略)

名称、目的等 第十九条 (略)		主管局課 総務局 総務課	名称 (略)	目的 (略)
人事課	(略)	広島県 公益認 定等審 議会	一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の規定に基づき、その権限に属させられた事項を処理すること。	二 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の規定に基づき、その権限に属させられた事項を処理すること。
職員給与課	(略)			
特別職報酬等審議会	(略)			
広島県特別職報酬等審議会	(略)			
昭和三十三年広島県条例第百二十三号	(略)			
に基つき、知事の諮	(略)			

ものを除く。
契約・調達管理課
一一七 (略)

八 総務事務の集中処理に關すること。
九 支出命令及び合議書の審査に關すること。
と。(総務事務の集中処理に係るものに限る。)

名称、目的等 第十九条 (略)		主管局課 総務局 総務課	名称 (略)	目的 (略)
人事課	(略)	広島県 公益認 定等審 議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の規定に基づき、その権限に属させられた事項を処理すること。	広島県特別職報酬等審議会(昭和三十三年広島県条例第百二十三号)の規定に基づき、知事の諮問に応じ、議会の議員の報酬及び知事の給料の額について審議すること。
特別職報酬等審議会	(略)			
広島県特別職報酬等審議会	(略)			
昭和三十三年広島県条例第百二十三号	(略)			
に基つき、知事の諮	(略)			

			康保険 審査会	付に関する処分(第九 九条第二項及び第四 項の規定による交付 又は提供の求めに対 する処分を含む。) 又は保険料その他同 法の規定による徴収 金(抛出金を除く。)に関する処分に対 する不服を審査する こと。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2-4	(略)	(略)	(略)	(略)

(内部組織)
第三十一条 (略)

県税事 務所名	課名
広島県西 部県税事 務所	税務管理課、滞納整理第一課、滞納 整理第二課、法人課税課、個人課税 課、不動産税課、自動車税課、宿泊 税課
(略)	(略)

(各課の分掌事務)

第三十二条 (略)

広島県西部県税事務所
税務管理課―法人課税課 (略)
個人課税課

一 個人の県民税、個人の事業税及び狩
猟税並びにこれらの県税に係る税外収
入の賦課に関すること。

二 個人の県民税、個人の事業税及び狩
猟税の課税標準の調査に関すること。

三 市町が処理する個人の県民税に係る
事務に関すること。

四 個人の県民税、個人の事業税及び狩
猟税に係る犯則取締りに関すること。

不動産税課・自動車税課 (略)

宿泊税課

一 宿泊税、利子等に係る県民税、特定
配当等に係る県民税及び特定株式等譲
渡所得金額に係る県民税並びにこれら

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2-4	(略)	(略)	(略)	(略)

(内部組織)
第三十一条 (略)

県税事 務所名	課名
広島県西 部県税事 務所	税務管理課、滞納整理第一課、滞納 整理第二課、法人課税課、個人課税 課、不動産税課、自動車税課
(略)	(略)

(各課の分掌事務)

第三十二条 (略)

広島県西部県税事務所
税務管理課―法人課税課 (略)
個人課税課

一 個人の県民税、利子等に係る県民税
特定配当等に係る県民税、特定株式等
譲渡所得金額に係る県民税、個人の事
業税及び狩猟税並びにこれらの県税に
係る税外収入の賦課に関すること。

二 個人の県民税、利子等に係る県民税
特定配当等に係る県民税、特定株式等
譲渡所得金額に係る県民税、個人の事
業税及び狩猟税の課税標準の調査に関
すること。

三 市町が処理する県民税に係る事務に
関すること。

四 個人の県民税、利子等に係る県民税
特定配当等に係る県民税、特定株式等
譲渡所得金額に係る県民税、個人の事
業税及び狩猟税に係る犯則取締りに関
すること。

五 軽油引取税の免税証の管理に関する
こと。

不動産税課・自動車税課 (略)

の県税に係る税外収入の賦課に関すること。

二 宿泊税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の課税標準の調査に関すること。

三 宿泊税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係る犯則取締りに関すること。

四 市町が処理する利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係る事務に関すること。

五 軽油引取税の免税証の管理に関すること。

広島県東部県税事務所・広島県北部県税事務所 (略)

(支所の内部組織)
第四十六条 (略)

厚生環境事務所に置く支所の名称	課名
(略)	(略)

(支所の各課の分掌事務)
第四十七条 (略)
広島県西部厚生環境事務所広島支所
厚生課・保健課 (略)

広島県東部県税事務所・広島県北部県税事務所 (略)

(支所の内部組織)
第四十六条 (略)

厚生環境事務所に置く支所の名称	課名
(略)	(略)

(支所の各課の分掌事務)
第四十七条 (略)
広島県西部厚生環境事務所広島支所
厚生課・保健課 (略)
衛生環境課

一 生活環境の向上に関する福祉関係団体等との調整に関すること。

二 快適な環境づくりの推進に関すること。

三 公害発生源に対する監視及び指導に関すること。

四 公害防止のために必要な測定、検査等に関すること。

五 公害に関する苦情処理、相談等に関すること。

六 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法及びダイオキシン類対策特別措置法に関すること。

七 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法

生活衛生課

生活環境の向上に関する福祉関係団体等との調整に関すること。

環境管理課

一 快適な環境づくりの推進に関すること。

二 公害発生源に対する監視及び指導に関すること。

三 公害防止のために必要な測定、検査等に関すること。

四 公害に関する苦情処理、相談等に関すること。

五 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壤汚染対策法及びダイオキシン類対策特別措置法に関すること。

六 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関すること。

七 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。

八 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

九 浄化槽に関すること。

十 化製場等に関すること。

十一 下水道の終末処理場の維持管理の指導に関すること。

十二 ねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。

十三 前各号のほか、環境の保全及び整備に関すること。
広島県西部厚生環境事務所呉支所・広島県東部厚生環境事務所福山支所 (略)

(名称、位置及び所管区域)
第四十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、地域包括ケア体制の構築に関する事務及び水道法に関する知事の権限のうち保健所長に事務委任されている事務については、広島県西部保健所は広島市及び呉市の区域を、広島県東部保健所は福

律に関すること。

八 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。

九 廃棄物の処理及び清掃に関すること。浄化槽に関すること。

十 化製場等に関すること。

十一 下水道の終末処理場の維持管理の指導に関すること。

十二 ねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。

十三 前各号のほか、環境の保全及び整備に関すること。

(名称、位置及び所管区域)
第四十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、地域包括ケア体制の構築に関する事務については、広島県西部保健所は広島市及び呉市の区域を、広島県東部保健所は福山市の区域を所管する。

山市の区域を所管する。

(各課の分掌事務)

第五十二条 (略)

厚生課・保健課 (略)

生活衛生課

一 (略)

二 理容師及び理容所並びに美容師及び美容所に関する事。

三 興行場、旅館業及び公衆浴場に関する事。

四 クリーニング業に関する事。

五 (略)

六 建築物における衛生的環境の確保に関する事。

七 一一二 (略)

十三 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関する事。

十四 一七七 (略)

試験検査課 (広島県西部保健所に限る。)(略)

(支所の名称、位置及び担当区域)

第五十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、地域包括ケア体制の構築に関する事務及び水道法に関する知事の権限のうち保健所長に事務委任されている事務については、広島県西部保健所広島支所は広島市の区域を、広島県西部保健所呉支所は呉市の区域を、広島県東部保健所福山支所は福山市の区域を担当する。

(支所の内部組織)

第五十六条 (略)

保健所に置く支所の名称	課名
広島県西部保健所 広島支所	厚生課、保健課、生活衛生課
(略)	(略)

(支所の各課の分掌事務)

第五十七条 (略)

厚生課 (広島県西部保健所広島支所及び広島県東部保健所福山支所に限る。)|厚生保健課 (広島県西部保健所呉支所に限る。)(略)

生活衛生課 (広島県西部保健所広島支所に限る。)(略)

一 生活環境の向上に関する事。

(各課の分掌事務)

第五十二条 (略)

厚生課・保健課 (略)

生活衛生課

一 (略)

二 (略)

三 墓地、埋葬等に関する事。(広島県西部保健所に限る。)

四 一九 (略)

十 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関する事。(広島県西部保健所及び広島県西部東保健所に限る。)

十一 一四四 (略)

試験検査課 (広島県西部保健所に限る。)(略)

(支所の名称、位置及び担当区域)

第五十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、地域包括ケア体制の構築に関する事務については、広島県西部保健所広島支所は広島市の区域を、広島県西部保健所呉支所は呉市の区域を、広島県東部保健所福山支所は福山市の区域を担当する。

(支所の内部組織)

第五十六条 (略)

保健所に置く支所の名称	課名
広島県西部保健所 広島支所	厚生課、保健課、衛生環境課
(略)	(略)

(支所の各課の分掌事務)

第五十七条 (略)

厚生課 (広島県西部保健所広島支所及び広島県東部保健所福山支所に限る。)|厚生保健課 (広島県西部保健所呉支所に限る。)(略)

<p>二 理容師及び理容所並びに美容師及び美容所に関すること。</p> <p>三 興行場、旅館業及び公衆浴場に関すること。</p> <p>四 クリーニング業に関すること。</p> <p>五 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。</p> <p>六 墓地、埋葬等に関すること。</p> <p>七 建築物における衛生的環境の確保に関すること。</p> <p>八 生活衛生調査に関すること。</p> <p>九 水道に関すること。</p> <p>十 食品衛生に関すること。</p> <p>十一 狂犬病予防に関すること。</p> <p>十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（畜産事務所の所掌に属するものを除く。）、薬剤師法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚醒剤取締法及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関すること。</p> <p>十三 温泉法に関すること。</p> <p>十四 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること。</p> <p>十五 医薬品の適正使用に関すること。</p> <p>十六 献血の推進に関すること。</p> <p>十七 医薬品その他衛生資材に関すること。</p> <p>十八 前各号のほか、生活衛生に関すること。</p> <p>衛生環境課（広島県西部保健所呉支所及び広島県東部保健所福山支所に限る。）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 理容師及び理容所並びに美容師及び美容所に関すること。</p> <p>三 興行場、旅館業及び公衆浴場に関すること。</p> <p>四 クリーニング業に関すること。</p> <p>五 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。</p> <p>六 建築物における衛生的環境の確保に関すること。</p> <p>七 生活衛生調査に関すること。</p> <p>八 水道に関すること。</p> <p>九 温泉法に関すること。</p> <p>十 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること。</p> <p>十一 試験検査課（広島県東部保健所福山支所に限る。）（略）</p>	<p>衛生環境課</p> <p>一 （略）</p> <p>二四 （略）</p> <p>五八 （略）</p> <p>試験検査課（広島県東部保健所福山支所に限る。）（略）</p>
--	---

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。